

理事会規則

- (1) 定例理事会は毎月1回以上開催し、日時場所は当該年度理事会が決定する。
- (2) その他は定款第39条による。
- (3) 各理事は、所轄の副理事長、専務理事の指導のもとに、当該年度の事業計画を推進する。
- (4) 次年度理事に選任された者は、本年度理事会に出席し意見を述べることができる。但しその理事会においては議決権を有しない。

附則

この規則の変更規定は令和元年12月2日から施行する